

福島県最低賃金が改定されます時間額 **828円→858円 (+30円)**効力発生日 **令和4年10月6日(予定)**「治療と仕事の両立」セミナーが開催されます 9月9日(金)13時～
受講料無料 申込は[こちら](#)(福島産業保健総合支援センター)

Vol.52 2022.8.19

(隔週金曜日発行)

資料等、自由にご利用ください
記事の要望や感想をお待ちしています!
いわき労働基準協会までお寄せください!署長室よりいわきアリオスを望む
(R04年8月19日撮影)**いわき労働基準監督署長からひとこと**夏季休暇を取られた方も多いと思いますが、**長期の休み明けには重大な労働災害が発生する傾向があります**。また、熱中症についても、暑熱順化(暑さ慣れ)が一旦リセットされるため、WBGT値が低くても発生しやすくなります。

労働災害が依然として増加しています。いわき市でも前年比約25%増と深刻な状況になっています。さらに先日、いわき市内において死亡災害が発生し、貴重な人命が失われてしまいました。労働災害の防止は事業者の責務です。

事業主の皆様には、この機会に、安全管理体制を再確認してください。

WBGT32℃の中・・・**熱中症を防止しよう!署長パトロールを実施**

8月8日(月)から9日(火)にかけて、いわき市内の建設現場に対し、熱中症の防止を目的とする署長パトロールを実施しました。

いわき労働基準監督署長と労働基準監督官が土木工事現場2か所、建築工事現場3か所を訪問し、熱中症防止と労働災害防止のための対策状況を点検するとともに、チラシ(別途添付)と、熱中症防止うちわを配布しました。パトロール中、持参したWBGT計測器の表示は、最高値で32℃を表示したため、休憩の機会を増やし、定期的な「飲水タイム」等の積極的な取組をお願いしました。



チラシの趣旨を説明

死亡災害が発生 構造物が落下し激突いわき市内の地盤沈下対策工事現場において、建物下部において作業中、建物の構造物が作業場所に落下し、作業中の労働者に激突した。
※発生状況、原因等については現在調査中ですイメージ図
(職場のあんぜんサイトから引用)**シリーズ法令改正の解説・・・第6回化学物質規制(R6.4.1施行予定分)**化学物質について労働安全衛生法改正が行われ、令和5年4月1日から、令和6年4月1日にかけて順次施行されます。**令和6年4月1日に施行される規制について説明します。****令和6年施行の規制は、新規義務付けとなる事項が多く、注意が必要です!****令和6年4月1日施行予定の法規制のポイント(その2)****○化学物質管理者の選任が義務化されます**

【解説】

リスクアセスメント実施義務の対象となる物質(リスクアセスメント対象物※)を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場は、化学物質管理者を選任しなければなりません。

なお、業種や企業規模など選任要件はありませんので、上に該当する全ての事業場で化学物質管理者を選任しなければなりません。(職務内容と専門的講習については次回)

※**リスクアセスメント対象物**:労働安全衛生法第57条の3でリスクアセスメントの実施が義務付けられている危険・有害物質(参考資料・・・厚生労働省HP「[労働安全衛生法の新たな化学物質規制](#)」)